

## 障がい者である職員の任免状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の16に基づき、広域関係2組合における障がい者である職員の任免状況について公表します。

※厚生労働省職業安定局による「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に基づき算定

【令和6年6月1日現在】

区分	法定雇用率算定の基礎となる職員数(1)	障がい者である職員の総数(2) (実雇用率 = (2) ÷ (1))	法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障がい者数(3) (2) - (1) × 法定雇用率2.8%
新発田地域広域事務組合	36人	1人 (2.78%)	0人
下越福祉行政組合	101人	2人 (1.98%)	0人

※(3)については、小数点以下切り捨て